服薬管理マニュアル

[放課後等デイサービスよよぎ]

〔長崎市岡町 4-2-2F〕 〔095-894-7156〕

作成日: 2019 年 2月 1日

■ 服薬管理

①当施設では、原則として与薬の代行は行わない。

- ②時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性けいれんの予防に使用する薬剤など、止むを 得ないものに限って与薬の代行をする。
- ③与薬の依頼の際は、主治医の意見書の提出がないものは受けられない。
- ④児童への与薬は、本来、保護者が施設に来所して与えていただくものだが、緊急時や止むを得ないと主治医が判断した場合(主治医の意見書に明記)で保護者が登所できないときには、保護者と当施設が協議したうえで、保護者の責任のもと、当施設の担当者が保護者に代わり与薬をする。この場合 A「与薬に関する主治医意見書」(以下「A」という)とB「与薬依頼票(必要事項を記載して)」(以下「B」という)及び「薬剤情報提供書」を与薬する薬に添付し、原則、児童発達支援管理責任者又は、指導員に必ず手渡ししてもらう(なお、与薬に関する主治医意見書がない、与薬依頼票に捺印がない等書類に不備がある場合は与薬できない)
- ⑤保護者の個人判断での薬は受けられない。
- ⑥与薬する薬は、児童を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方により薬局で調剤 されたものに限る。保護者の個人的な判断で持参された薬(市販薬品等)は、与薬できない。
- ⑦「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」などのように症状が出たら薬を与えなければならない場合、与薬の要否の判断が困難なため与薬しない。

■ 誤薬事故防止について

- ①保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って内服することのないように児童の手の届かない場所に保管する。
- ②与薬に当たっては、複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等がないよう 確認する。
- ③薬は、今回の病気で処方された期間内のものを、当日分のみお預かりする。

■ 薬を服用するタイミング

服薬時の「食前」「食直前」「食後」「食間」とは?

1. 食前とは?

食事の前に服薬する。食事をする30分ぐらい前を目安に服用する。(胃の中に食べ物が入っていないとき)

2. 食直前とは?

食事をする10分から15分ぐらいを目安に服薬する。

3. 食後とは?

食前と違い空腹時に服薬すると胃に影響を及ぼす可能性があるため食後と記載されている。食事終了後 30 分以内を目安に服薬する (胃の中に食べ物が入っているとき)。

4. 食間とは?

間違えやすいが、「食事中に服薬する」という意味ではない。食事と食事の間に服薬することを意味する(例えば、昼食と夕食の間に服薬するなど)。